

兵庫県公報

令和4年5月9日 月曜日 第308号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 令和4年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称 (市町振興課)	1
○ 有害興行の指定(男女青少年課)	3
公告	
○ 特別保護地区の指定の案の縦覧(自然・鳥獣共生課)	3

告示

兵庫県告示第575号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく令和4年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

令和4年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 令和4年度第1四半期及び第2四半期自衛官候補生試験期日等

区分	試験期日	募集期間	試験場の位置及び名称	合格発表	採用時期
男子 女子	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和4年5月30日(月)から 6月2日(木) (受験者の希望する1日)	令和4年5月9日(月) から26日(木)	1 受験者自宅等 2 陸上自衛隊千僧駐屯地(伊丹市広畑1丁目1)又は陸上自衛隊姫路駐屯地(姫路市峰南町1-70)を受付時に指定	試験時に告知	採用予定 通知書により告知
	2 口述試験及び身体検査 令和4年6月4日(土) から6日(月) (受付後、いずれか1日を指定)				
男子 女子	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和4年7月4日(月) から6日(水) (受験者の希望する1日)	令和4年6月7日(火) から30日(木)			
	2 口述試験及び身体検査 令和4年7月8日(金) から10日(日) (受付後、いずれか1日を指定)				

区分	試験期日	募集期間	試験場の位置及び名称	合格発表	採用時期
男子 女子	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和4年8月15日(月)から18日(木) (受験者の希望する1日) 2 口述試験及び身体検査 令和4年8月20日(土)から22日(月) (受付後、いずれか1日を指定)	令和4年7月11日(月)から8月9日(火)	1 受験者自宅等 2 陸上自衛隊千僧駐屯地(伊丹市広畑1丁目1)又は陸上自衛隊姫路駐屯地(姫路市峰南町1-70)を受付時に指定	試験時に告知	採用予定通知書により告知
1 新型コロナウイルス感染症の影響により、採用試験を中止する場合がある。 2 WEBにて筆記試験及び適性検査を受験しない者は、口述試験及び身体検査実施時に紙により試験を実施する。					

2 問合せ先

名称	場所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD1階)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3-18 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原516-1 (柏原法務総合庁舎2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2-15 (本岡ビル1階)	(0799) 24-2449



兵庫県告示第576号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和4年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	乙女たちの下半身日記	新東宝映画
映 画	シェイン 世界が愛する厄介者のうた (原題)CROCK OF GOLD : A FEW ROUNDS WITH SHANE MACGOWAN	ロングライド

公 告

特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日（令和4年5月22日）までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年5月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 特別保護地区の名称

氷ノ山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

坂ノ谷国有林89林班ほ、と、イ及びロ、90林班は、に、及びほ、92林班に及びる、93林班ろ、94林班ほ、並びに奥山国有林649林班と1及び2及びへ、650林班ほ及びと、651林班へ、と、ち1、ち2及びイの各小班、並びに四ヶノ仙国有林647林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当鳥獣保護区は、兵庫県と鳥取県の県境に位置し、標高1,510mの氷ノ山を中心とした地域で、ブナやミズナラを中心とした冷温帯林に覆われ、また天然スギからなる湿生植物群落を有するなど、特徴的な植生が分布している。

当該区域内には、種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシのほか、クマタカなどの大型猛禽類やツキノワグマなどの大型哺乳類の重要な生息地であるとされている。

以上のことから、当該区域は氷ノ山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると考えられ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条の1項に規定する特別保護地区に指定し、区域内に生息する野生鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

兵庫県森林動物研究センターによる県下の野生鳥獣モニタリング調査などの結果に基づき、区域内の野生鳥獣の生息状況および繁殖状況の把握に努め、保護管理を行う。

特に、生息数のモニタリングが必要なニホンツキノワグマと、農業被害などが大きな問題となっているニホンジカについては、慎重な管理が必要である。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県環境部自然・鳥獣共生課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び但馬県民局朝来農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県環境部自然・鳥獣共生課鳥獣保護管理班

2 (1) 特別保護地区の名称

扇ノ山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

扇ノ山鳥獣保護区のうち、兵庫森林管理署畑ヶ平国有林435林班中い、437林班中よ、438林班中わ、439林班中る、440林班中る、441林班中い及びり1、442林班中に1及びい、443林班中い、円山川森林計画区新温泉町67073林班中ウ及びエ、67075林班中アの各小班並びに67076林班中アのうち青下上山登山道以東の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、兵庫県の北西部、鳥取県に接する扇ノ山（標高1,310m）から北東に展開する山岳高原地帯で氷ノ山後山那岐山国定公園の一部が含まれる。

この地域は、自然豊かなブナ林、トチノキ林等に覆われている。

このような自然環境を反映して、種の保存法により国内希少野生動植物に指定されているイヌワシをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、上山高原を中心とした区域は、トチノキやカツラ及びブナ林等の広葉樹林でつまれた原生的な自然が数多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、扇ノ山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

兵庫県森林動物研究センターによる鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県環境部自然・鳥獣共生課及び但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県環境部自然・鳥獣共生課鳥獣保護管理班

3 (1) 特別保護地区の名称

平荘湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

加古川市近郊、北部丘陵地帯に位置する平荘湖を中心に設置された平荘湖鳥獣保護区のうち、平荘湖の湖面一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地

イ 特別保護地区の指定目的

平荘湖鳥獣保護区は、昭和41年に兵庫県加古川市北部丘陵地帯に完成した兵庫県営工業用ダムの人口湖及び森林から構成されており、森林に生息する鳥類はじめカモ類などの水鳥が多くみられることから、都市近郊における野鳥との触れ合いの場を提供し、豊かな生活環境の形成に貢献している。特に当該鳥獣保護区の中でも、湖面一円の区域は、この地域にしては広大でまとまった水面であり、水鳥をはじめ毎年冬季に多種にわたって飛来するカモ類など渡り鳥の採餌と休息の場として非常に重要な役割を果たしている。

このため、当該区域は、平荘湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護区に指定し、水鳥や飛来する渡り鳥の生息環境の維持保全を図るものである。

ウ 管理方針

- ・ガンカモ類の生息調査を通じて飛来する鳥類の把握に努め、野鳥の安定的な生息環境を保全するよう努める。
- ・当該区域に飛来する鳥類を描いた野鳥図版を2箇所設置し、野鳥観察に役立てるなど、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場、環境教育・学習の場として活用を図る。(野鳥図版については、当保護区の「少年自然の家」及び「弁天神社」の2大集客ポイントに設置している)

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県環境部自然・鳥獣共生課及び東播磨県民局加古川農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567 (固有番号のため住所の記載は不要)

兵庫県環境部自然・鳥獣共生課鳥獣保護管理班